

令和4年12月26日

公益財団法人 建築技術教育普及センター

## 令和4年一級建築士試験「設計製図の試験」 標準解答例の公表について

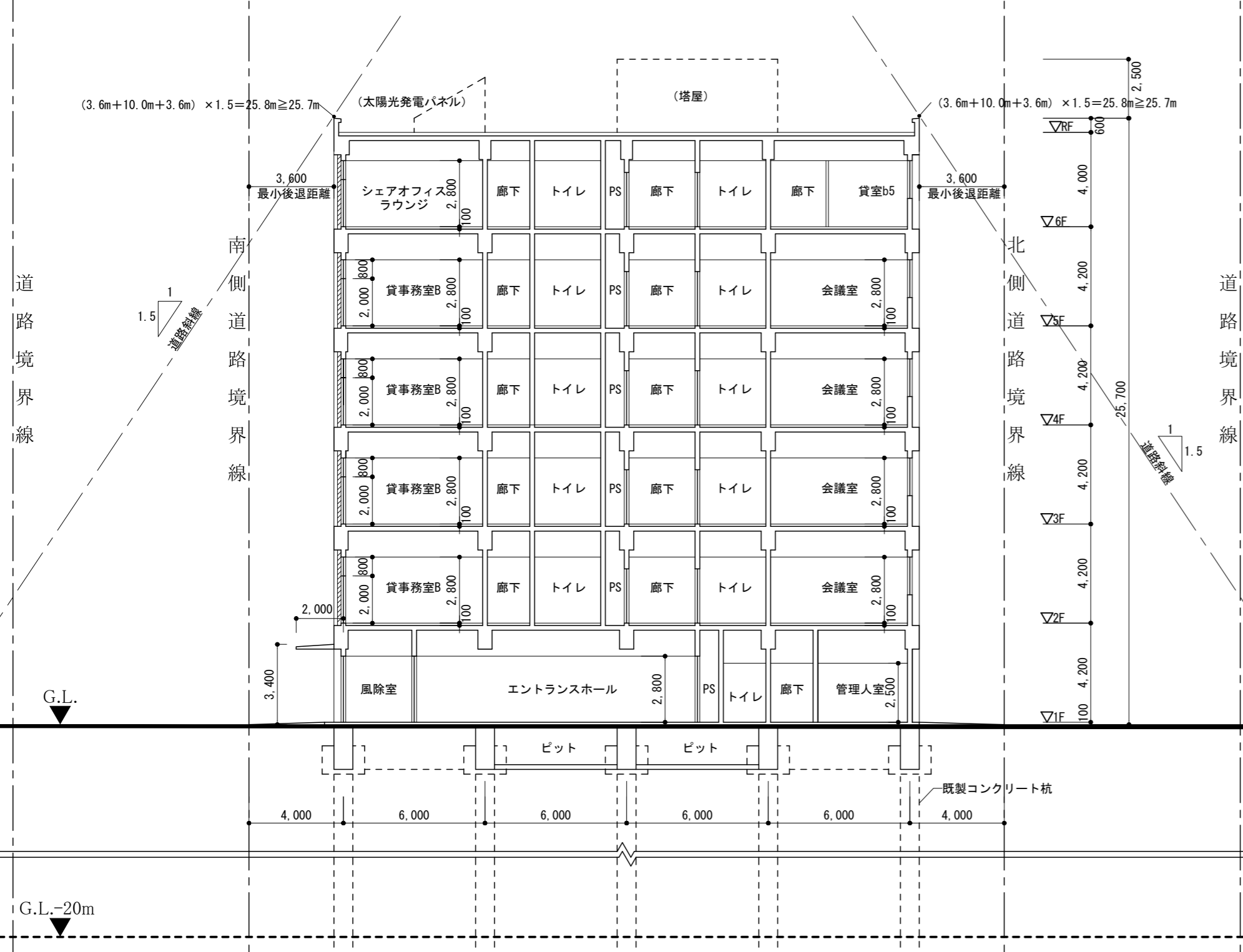
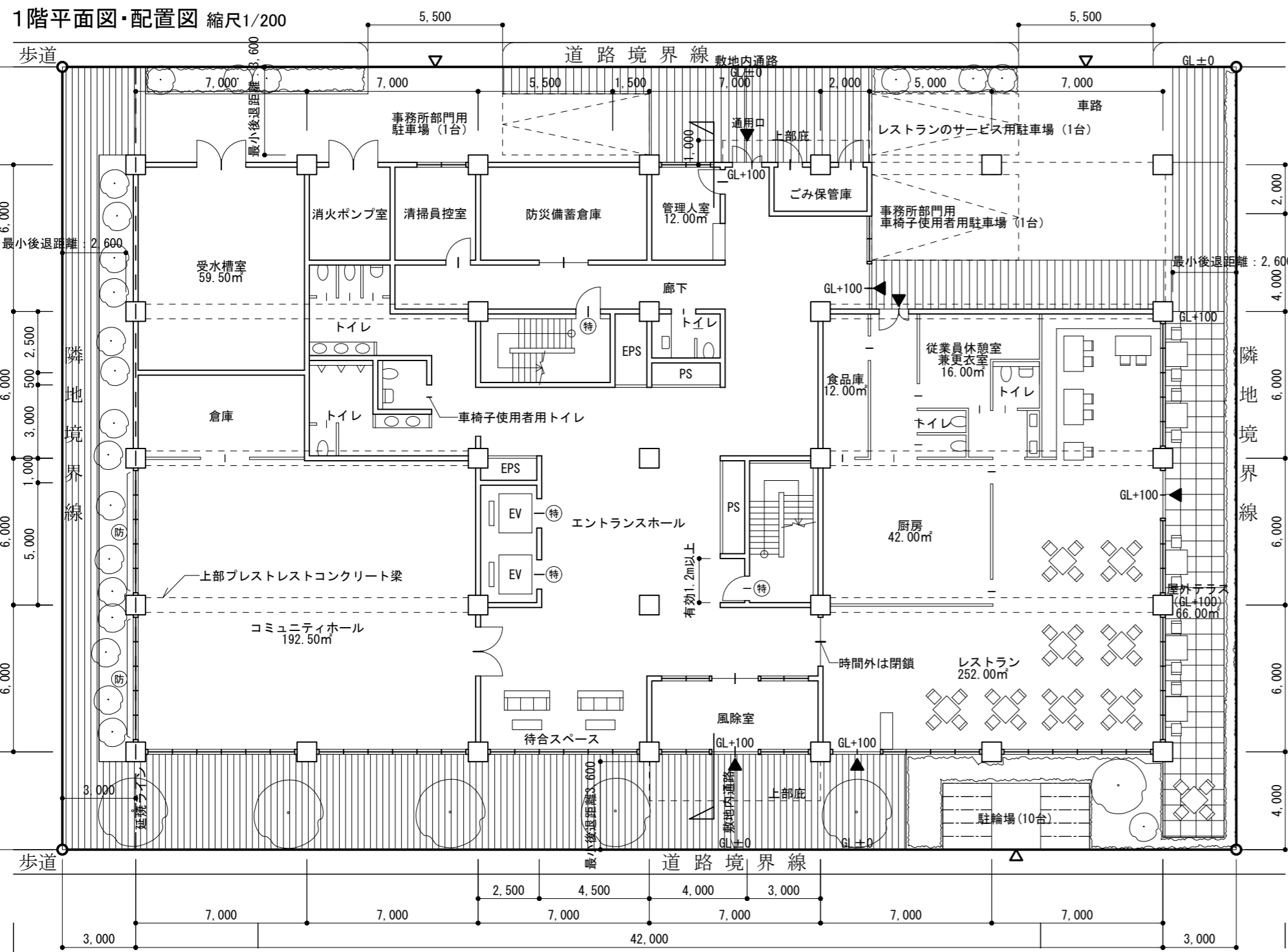
令和4年10月9日(日)に実施された標記試験の標準解答例（合格水準の標準的な解答例をいう。）を下記のとおり公表します。

一級建築士試験は、建築士法第13条及び第15条の2の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関である当センター（理事長 井上 勝徳）が実施しています。

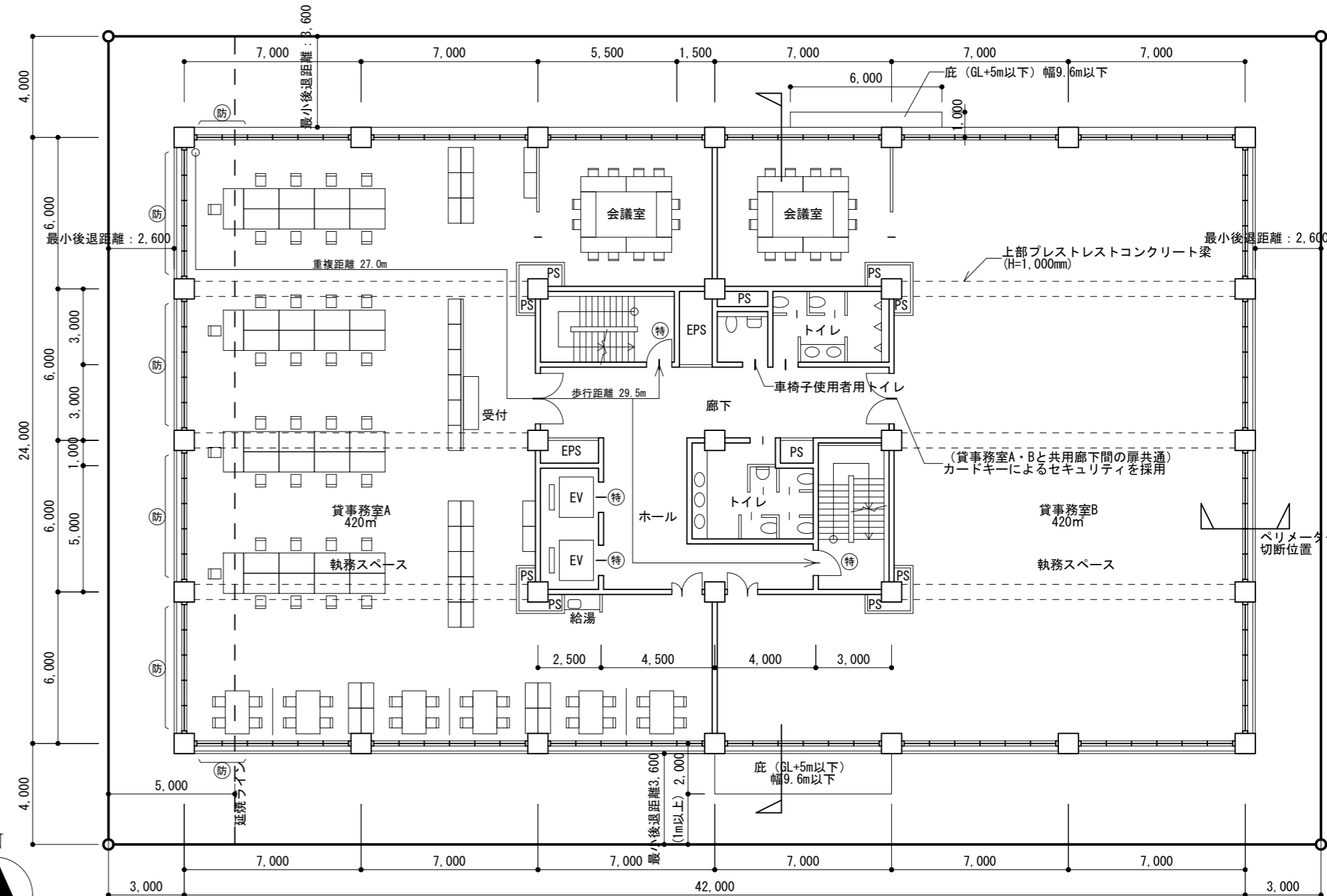
### 記

1. 標準解答例は、試験の透明性を高めるとともに、建築士を志す者に対して、習得すべき知識及び技能（一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総合的な知識及び技能」をいう。）の目安を示す資料として、当センターに設置された試験委員会で作成されたものです。なお、設計条件のうち今回の試験において不十分な答案が多かった「道路高さ制限」、「避難経路」等に関する一つの考え方をこの標準解答例に示していますので参考としてください。この標準解答例は、インターネット上の当センターのウェブサイト（URL <https://www.jaeic.or.jp/>）に掲載します。なお、標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。
2. 計画の要点等については、公表することにより、解答パターンが定型化するなど、適正な試験実施に影響を及ぼすことが想定されることから、公表しておりません。
3. この標準解答例を転載・複製等する場合は、当センターの許諾を得てください。
4. この標準解答例に対する質問・問合せについては、一切お答えいたしません。

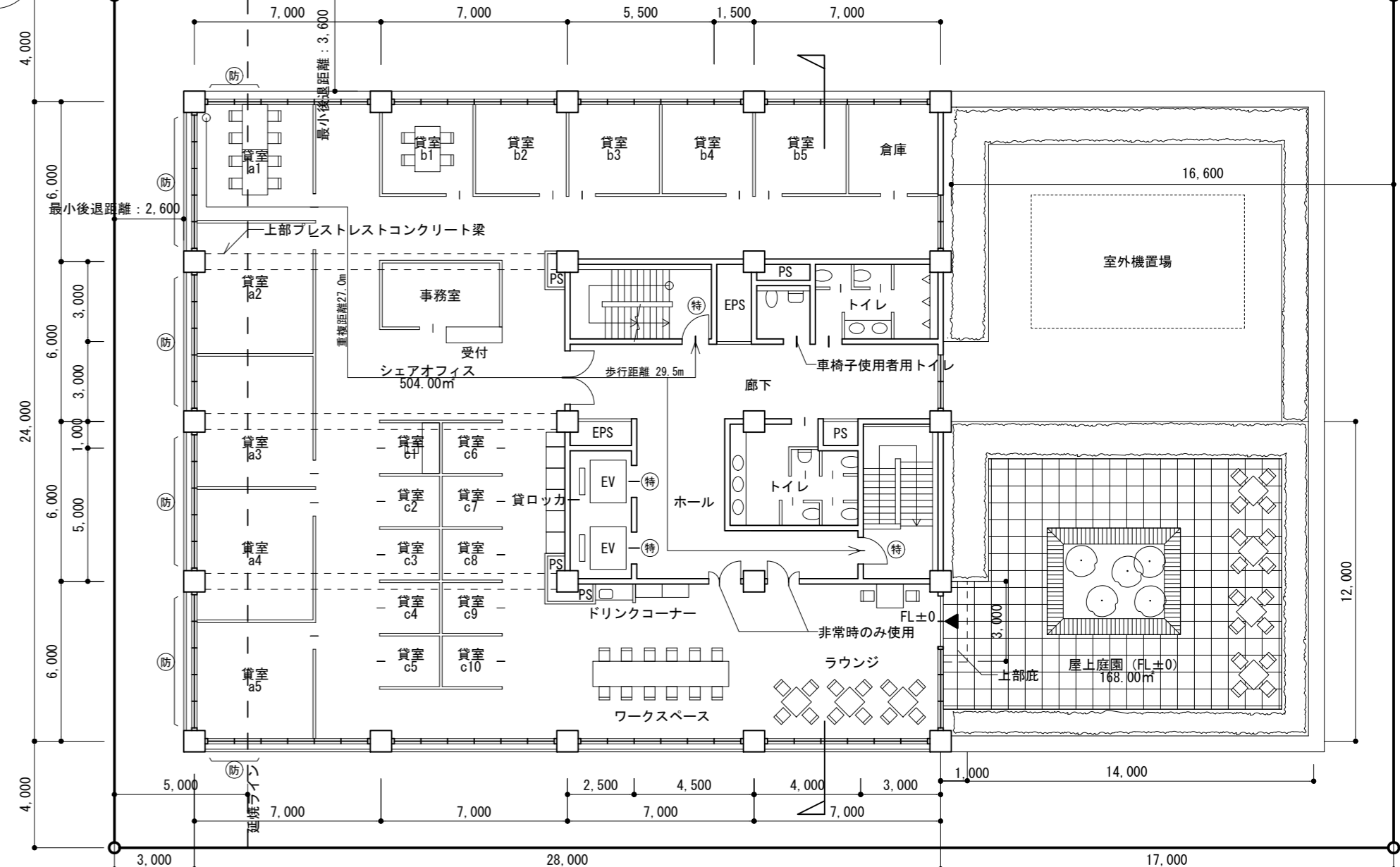




基準階平面図 縮尺1/200 (2階平面図を記入する。)



最上階平面図 縮尺1/200



個人利用の目的以外には、当センターに無断で転載・複製することを禁じます。

- 凡例
- 耐火構造の梁
  - 柱床及び梁
  - 特定防火設備
  - 建築基準法第2条に規定する防火設備

●今後の学習に向けて  
 以下は設計条件のうち、法令に関する内容の一部を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。

【延焼のおそれのある部分】 建築基準法第2条第六号の規定により、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に該当する箇所について、西側隣地境界線から延焼のおそれのある部分までの距離を記入し、延焼ラインを破線で図示した。(東側は「防火上有効な公園」のため、延焼のおそれのある部分が発生しない。)敷地が準防火地域に指定されているため、「延焼のおそれのある部分」にある開口部を防火設備とした。

【高さ制限】 本課題の敷地は、近隣商業地域で、道路高さ制限の斜線勾配は1.5、容積率は500%である。建築基準法第56条第1項第一号、第二項、別表第三の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の最小後退距離に相当する距離だけ外側の線」から水平距離25m以下の範囲において道路高さ制限が適用される。なお、隣地高さ制限については高さ31m以下のため適用されない。

面積表 (算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。)		建築面積
建築面積	(算定式) $24.0 \times 42.0 + 7.0 \times (2.0 - 1.0) = 1,015.0$	1,015.0 m <sup>2</sup>
最上階	(算定式) $24.0 \times 28.0 = 672.0$	床面積の合計 5,712.0 m <sup>2</sup>
基準階	(算定式) $24.0 \times 42.0 = 1,008.0$	
1階	(算定式) $24.0 \times 42.0 = 1,008.0$	標準解答例② (この標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。)
貸事務室A及び貸事務室Bの合計床面積		